

# 資格停止措置一覧表

令和5年4月19日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	(株)藤幸組	岐阜県安八郡輪之内町下大樽新田 698-1	5.4.20 ~ 5.6.19 (2箇月)	<p>(株)藤幸組の使用人が、労働災害を隠蔽する目的で虚偽の陳述を行い、当該陳述に矛盾がないように偽装した書類を提示したことにより、(株)藤幸組及び同社の使用人が労働安全衛生法違反で公訴を提起され、令和4年12月15日に、大垣簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の判決を受け、その刑が確定した。</p> <p>このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-12（不正又は不誠実な行為）に該当するため。</p>
2	中部電力ミライズ(株)	愛知県名古屋市中区東新町1番地	5.4.20 ~ 5.7.19 (3箇月)	<p>公正取引委員会は、企業や官公庁向けの電力販売でカルテルを結んだとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定違反により、中部電力ミライズ(株)他4社に対して、令和5年3月30日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このことは、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当するため、本市に登録がある左記事業者について、競争入札参加資格の停止措置を行う。</p> <p>（独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）</p>